⑯　評価の担保　受注者の責めにより、「覆工コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」の入札時の技術提案及び技術提案に係わる具体的な施工計画を遵守できなかった場合は履行できなかった提案項目を「否」とした上で、技術提案全体（具体的な施工計画を含む）の再評価を行い当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額（詳細は入札説明書による）を違約金として徴収するとともに、工事成績評定点の減点を行うものとする。工事成績評定点の減点は、遵守できなかった評価項目毎に「当初契約時の加算点」と「不履行となった提案項目を「否」とした上で、技術提案書の再評価を行い、決定した加算点」との差分を減点する。

ただし、違約金は、当初契約額の10％を限度、工事成績評定点の減点は最大10点を限度とし、特に悪質な場合は、最大20点を限度に減点するものとする。また、低入札価格調査制度調査対象工事については、評価項目毎に「満点」に相当する点を減点する。

⑰　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、総合評価における評価項目については契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。

詳細は特記仕様書等による。

⑱　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、中国地方整備局総務部契約課（〒730－8530 広島県広島市中区上八丁堀６－30　電話082－221－9231）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑲　工事費内訳書の提出

１）本工事の競争参加者は、第１回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。工事費内訳書の様式については配付されるものを使用してもよいが、それによらない場合は別記様式９により表計算ソフト（Excel2010等）で作成すること。

電子による入札の場合は、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し同時送付すること。紙による入札を行う場合には、押印及び記名を行った工事費内訳書を提出するとともに、電子データを併せて提出すること。なお、当該工事費内訳書及びデータの記録媒体は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

２）工事費内訳書は、発注者名、商号又は名称、住所及び工事名を記載し、入札価格に対応した工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したものとする。なお、少なくとも数量総括表に掲げる項目は全て記載すること。

入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

注）電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要である。なお、紙入札方式による場合は、押印すること。

⑳　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

㉑　支払条件　本工事は、中間前金払を行わない代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用するものとする。

㉒　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

㉓　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoru Kurita Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Yasumiyama improvement Yasumiyama tunnel the eastern part

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 29 May 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 1 : 30 P.M. 22 July 2014 (tenders brung with 1 : 30 P.M. 22 July 2014 or submitted by mail 1 : 30 P.M. 22 July 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年５月 16 日

独立行政法人情報通信研究機構

契約担当理事　髙﨑　一郎

◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　未来ＩＣＴ研究所クリーンルーム棟（仮称）建設工事

⑶　工事場所　兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡588－２

⑷　工事内容　用途　研究所、構造　鉄骨造地上１階建て（一部クリーンルーム有り）、延べ面積　1,667.4㎡

電気設備工事・機械設備工事・クリーンルーム関連工事含む。

⑸　工期　契約の日の翌日から365日以内

⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式の適用工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本案件は電子入札システムで行う対象案件であるため、原則電子入札システムにより入札に参加すること。なお、電子入札システムによりがたい者は、紙入札参加承認申請書を提出すること。その他詳細は入札説明書による。

２　競争参加資格

⑴　情報通信研究機構契約事務細則第３条及び第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　独立行政法人情報通信研究機構の平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を有し「建築一式工事」の「Ａ等級」に格付けされている者、又は国土交通省近畿地方整備局の平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を有し、「建築工事」の認定を受けており、経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書の総合評定（Ｐ）の値が990点以上である者。

⑶　兵庫県、大阪府、京都府又は岡山県のいずれかに建設業法に基づく本店、支店又は営業所等を有すること。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑸　平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記①の要件を満たす建築工事（新築及び増築）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る）。

①　鉄骨造又は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上１階建て以上でクリーンルームクラス1000を有する述べ面積1,100㎡以上の研究所、大学、病院、工場又は食品関連施設の新築又は増築に係る建築工事であること。

ただし、経常又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社が前記の要件を満たす建築工事（新築又は増築）の施工実績を有し、他の構成員は下記②の要件を満たす建築工事（新築又は増築）の施工実績を有すること。